

令和6年能登半島地震

被災会員並びに一般被災者への義援金募集について

元日に発災した能登半島地震は多くの犠牲者と甚大な被害をもたらされました。犠牲となられました皆様にご心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いと一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。本会では、災害対策本部を同日に立ち上げ、北陸信越各県薬、日薬、行政等と連携し、組織を挙げて医療支援をはじめとした災害支援活動に努めています。

併せて、被災会員はじめ一般被災者に対する義援金を募集しておりますので、下記により皆様のご理解とご協力を是非ともお願い申し上げます。

記

■被災者に対する義援金

1. 義援金送金先

(恐縮ながら郵便振替払込料金、振込手数料は皆様のご負担でお願い申し上げます)

1) 郵便局

郵便振替貯金口座 : 00510-4-24117

口座名義 : 一般社団法人長野県薬剤師会

※払込取扱票の通信欄に「能登半島地震義援金」である旨記載ください。

(通信欄がない場合は払込み人名の前に「ノトギエンキン」と付記してください。)

※義援金対象者(被災会員又は一般被災者)も併せて記載下さい。

(記載例)被災会員宛:「令和6年能登半島地震義援金(会員)」

一般被災者宛:「令和6年能登半島地震義援金(一般)」

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金の場合

銀行名:ゆうちょ銀行(コード:9900)

支店名:059店(ゼロゴキョ店)・支店コード059

預金種別・口座番号:当座 0024117

口座名義:一般社団法人長野県薬剤師会(シャ)ナガノケンヤクザイシカイ)

2) 現金

送付先 : 〒390-0802

松本市旭2-10-15 (一社)長野県薬剤師会あて

*「令和6年能登半島地震義援金」である旨記載下さい。

※義援金対象者(被災会員又は一般被災者)も併せて記載下さい。

(記載例)被災会員宛:「令和6年能登半島地震義援金(会員)」

一般被災者宛:「令和6年能登半島地震義援金(一般)」

2. 義援金の取扱い期間:令和6年1月10日(水)から令和6年3月27日(水)(予定)

3. 義援金の取扱い方法

被災会員あて義援金:日本薬剤師会

一般被災者あて義援金:関係行政・機関等と調整の上、関係機構(日赤、共同募金基金等)に寄附いたします。(寄附先はご一任ください。)

4. 募金結果の報告

地域薬剤師会に通知するとともに、長野県薬誌「りんどう」に募金結果を報告いたします。

5. その他

①義援金の税法上の取扱いについて

お振込みいただきました、被災会員並びに一般被災者あての義援金は「寄付金控除」の対象となります

領収書(受領証)をご希望の方は、県薬事務局あてお知らせください。

なお、寄付金控除等についての詳細は国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせください。